

川崎ブレイブサンダースバスケットボールスクール活動規約

第1条（入会資格および条件）

本スクールに入会できる者は、次の条件を備えた者とする。

- (1) 本規約を遵守できること
- (2) スクールのカテゴリー対象制限内であること
- (3) その他、当社が定める条件をみたすこと

第2条（会費等）

1. 会員は、当社に対し、別に定める所定の入会金、年会費および月会費およびイベント出演費を、入会後、当社の指定する期日までに納入するものとする。
2. 前項のほか、会員は、練習着等の費用を負担するものとする。

第3条（練習日および時間）

本スクールの練習日、時間については、当社が定めたスケジュールにより実施する。但し、やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日もしくは時間を変更し、または中止することがある。

第4条（欠席の連絡）

会員は、体調不良などにより練習、試合、イベントを欠席する場合については、施設(または直営校は当社でも可能)に連絡するものとする。

第5条（退会）

1. 会員が会員の都合により退会を希望する場合は、所定の届け出用紙により、退会を希望する日の前月13日までに当社に提出するものとする。

第6条（届出事項の変更）

会員は、届け出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、所定の届出用紙により遅延なく当社に届出るものとします。なお、前述の届出がないため当社からの連絡または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着しなかったものとみなすものとする。

第7条（会員のモラル）

会員は次の事項を遵守するものとする。

1. 会員全員がバスケットに親しみ、楽しめるよう努めること。
2. 本規約及び本スクールの定める諸規則を遵守すること。
3. 本スクールの会員であることを自覚し常に品位を保つよう努めること。

4. 公益財団法人日本バスケットボール協会その他の競技団体の定める諸規則を遵守すること。

第8条（除名）

当社は、会員が以下に該当するときは、除名することができるものとする。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 法令に違反したとき
- (3) 飲酒、喫煙その他未成年者としてふさわしくない行為をしたとき
- (4) 会費その他の定められた費用を支払わないとき
- (5) 事前連絡なしに練習、イベントを欠席したとき
- (6) 練習を1か月以上継続して欠席したとき
- (7) 練習において、当社（コーチ・スタッフを含む）の指示に従わないとき
- (8) 本ユースチームの名誉または品格を毀損したとき
- (9) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団その他これらに準じる者（以下、あわせて反社会的勢力という。）であることが判明したとき
- (10) 会員として不適格と当社が判断したとき

第9条（事故の責任）

- 1. 会員が活動中に負傷した場合には、コーチ・クラブスタッフ・施設スタッフが応急処置を施し必要に応じ病院へ搬送等その状況に応じた対応をする。但し、その後の治療、入院、通院等については保護者の責任で行うものとし、当社は一切責任を負わないものとする。
- 2. 会員は、当社が指定する傷害保険に加入するものとする。

第10条（個人情報の取扱い）

- 1. 当社は、会員の個人情報を以下の目的で利用することができるものとする。
 - a. 本スクールの運営のため
 - b. 本スクールの広告宣伝のため
 - c. 本スクールが出演を行うため
 - d. 当社、本スクールのサービス商品等に関するアンケートを行うため
 - e. 当社、本スクールのサービスに関する情報の提供・案内を行うため
 - f. 会員等からの問合せ等への対応のため
- 2. 当社は、以下に定める場合には、会員の個人情報を第三者に提供することができるものとする。
 - a. 会員の同意がある場合
 - b. 公益財団法人日本バスケットボール協会その他の競技団体に提供する場合
 - c. 個人情報保護法その他の法令により認められた場合

第11条（写真・映像）

- 当社は、活動風景を撮影した写真及び映像を川崎ブレイブサンダースのホームページに掲載し、放送局、出版社、報道機関、インターネットメディアその他のメディアに提供し、プロモーションに使用することができるものとする。
- 会員及び保護者は、当社から明示的に書面による許可を得ない限り、ラジオやテレビに出演しないこと、写真撮影に同意しないこと、取材を受けないこと、雑誌・新聞、インターネット記事を執筆しないこと、広告に出演しないことを遵守するものとする。
- 会員及び保護者は、当社から要請があれば、本スクールに関する広告活動に参加するものとする。

第12条（損害賠償）

会員は、故意または過失により、バスケットボール用具および体育館付帯設備を破損した場合、その他当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。

第13条（秘密漏洩の禁止）

会員および保護者は、活動で知り得たスキル練習、情報を許可なく第三者へ提供してはならない。

第14条（地位の譲渡禁止）

会員は、その地位を第三者に譲渡することはできないものとする。

第15条（会員規約の変更）

当社は、会員に変更の内容及び変更の時期を周知することにより、本規約を変更することができるものとする。本規約を変更した場合、本チームに関する一切の事項は、変更後の規約によるものとする。

第16条（活動の休止・閉鎖）

天災地変、社会情勢の変化、その他当社の都合により、本スクールの活動を休止もしくは閉鎖することがある。

以上